

令和7年第5回定例会

階上町議会会議録

令和7年 9月 9日開会

令和7年 9月12日閉会

階上町議会

令和7年第5回階上町議会定例会会議録目次

○第1号9月9日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会および開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
陳情第1号議題、委員会付託	9
休会期間の決定	10
散会の宣告	10

○第2号9月11日（木曜日）

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	12
説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した者の職氏名	12
開議の宣告	13
一般質問	13
熊谷 道雄 君	13
小坂 正年 君	18
大下 修 君	24
散会の宣告	35

○第3号9月12日（金曜日）

議事日程	36
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
説明のため出席した者の職氏名	37
職務のため出席した者の職氏名	38
開議の宣告	39
認定第1号、2号一括議題、質疑、討論	39
報告第1号、2号一括議題、質疑	62
議案第1号議題、質疑、討論、採決	63
議案第2号議題、質疑、討論、採決	63
議案第3号議題、質疑、討論、採決	64
議案第4号議題、質疑、討論、採決	64
議案第5号、7号一括議題、質疑、討論、採決	69
議案第6号議題、質疑、討論、採決	70
議案第8号議題、質疑、討論、採決	71
議案第9号議題、質疑、討論、採決	71
議案第10号議題、質疑、討論、採決	72
陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	72
議員派遣の件	74
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	74
町長挨拶	74
閉会の宣告	75
署名議員	76

令和7年第5回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和7年9月9日(火曜日)

令和7年第5回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和7年9月9日 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森		榮吉君
11番	林		貢君	12番	百目木		和俊君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷 憲輝 君	副町長	澤田 充 君
教育長	濱浦 幸夫 君	総務課長	西山 圭一 君
総合政策課長	平戸 真澄 君	税務課長	大谷地 尚子 君
町民生活課長	上 厚子 君	すこやか健康課長	平戸 由紀子 君
介護福祉課長	濱浦 孝子 君	産業振興課長	荒道 真一 君
建設課長	小笠原 博文 君	教育課長	中屋敷 司 君
会計管理者	古川 明美 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶務 G L	花生 智紀 君
総務課主事	小 野 大地 君		

◎開会および開議の宣告

(開会および開議 午前 10 時 00 分)

○議長(長根岩夫君) ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 5 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(長根岩夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、5 番小坂正年君、6 番下沢育男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(長根岩夫君) 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 12 日までの 4 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 9 月 12 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、この際、認定第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定についての件から、議案第 10 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、10 件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。本日ここに、令和 7 年第 5 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日ここに、令和 7 年第 5 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

認定第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度決算の認定に付す案件は、一般会計と 3 つの特別会計、合わせて 4 件であります。

それでは始めに、令和 6 年度階上町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は 66 億 7,221 万 8,162 円、支出済額は 62 億 6,534 万 1,851 円となりました。これにより、歳入歳出差引残額は 4 億 687 万 6,311 円となります。

歳入歳出差引残額のうち、地方自治法の規定に基づく基金への繰入額を 2 億 1 千万円としたことにより、令和 7 年度への繰越額は、1 億 9,687 万 6,311 円となりました。

歳入を款別に構成比率で見ますと、地方交付税が 40.5%と最も高く、対前年度比では 0.8 ポイントの減少、対前年度伸び率では 2.7%の増加となりました。

2 番目は、町税の 16.7%で、対前年度比では 1.3 ポイントの減少、対前年度伸び率では 2.7%の減少となりました。

3 番目は、国庫支出金の 16.2%で、対前年度比では 0.8 ポイントの減少、対前年度伸び率では 0.3%の減少となりました。

次いで、4 番目の県支出金においても 7.8%で、対前年度比では 0.7 ポイントの減少、対前年度伸び率も 3.7%の減少となりました。この減少は、物価高騰緊急対策市町村交付金、青森県子ども・子育て世帯応援給付事業費補助金が減額となったことによるものです。

また、自主財源および依存財源の構成比率を見ますと、町税を中心とする自主財源が 23.4%、地方交付税等の依存財源が 76.6%となり、対前年度伸び率は自主財源が 4.4%、依存財源も 4.7%の増加となりました。

次に、歳出を目的別に構成比率で見ますと、民生費が 32.2%で最も高く、次に総務費の 19.8%、3 番目に土木費の 12.7%となっております。

また、歳出を性質別に構成比率で見ますと、人件費、扶助費および公債費で構成される義務的経費は 47.1%で、対前年度比では 0.3 ポイントの増加となりました。

普通建設事業費および災害復旧事業費等で構成される投資的経費は 8.4%で、対前年度比では 2.7 ポイントの増加となりました。物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金等で構成されるその他の経費は 44.5%で、対前年度比では、3 ポイントの減少となりました。

続きまして、令和 6 年度末の地方債現在高についてご説明申し上げます。健全な財政を維持するため、地方債発行額を元金償還額の範囲内に抑制することで、前年度より 3 億 498 万 2 千円減額の 42 億 2,721 万 1 千円となりました。

これらの令和 6 年度決算を踏まえ、本町の財政指数を見てみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は 87.2%で、対前年度比では 0.7 ポイントの減少となりました。

歳出においては、社会保障費である扶助費や、物価高騰の影響による物件費の増嵩が予測される一方で、町の財政は地方交付税に収入の多くを依存しているため、今後におきましても、国から交付される財源について注視し、限られた財源を最大限に生かし、創意工夫のもと歳出抑制および効率化を図り、引き続き財政の健全化に取り組んでいく所存であります。

次に、令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は 15 億 5,461 万 4,979 円、支出済額は 15 億 573 万 6,865 円、歳入歳出差引残額は 4,887 万 8,114 円となり、うち、2,500 万円を国保会計財政調整基金へ繰り入れました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 2 億 7,645 万 888 円、県支出金 11 億 1,276 万円 6,364 円、繰越金 1 億 2,945 万 257 円であり、歳入総額に占める割合は合わせて 97.7%であります。

歳出の主なものは、保険給付費 10 億 6,296 万 3,656 円、国民健康保険事業費納付金 3 億 9,959 万 9,768 円であり、歳出総額に占める割合は合わせて 97.1%であります。

次に、令和 6 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は 14 億 4,084 万 597 円、支出済額は 13 億 9,900 万 4,395 円、歳入歳出差引残額は 4,183 万 6,202 円となり、うち、4,145 万 6,257 円を介護給付費準備基金へ繰り入れました。

歳入の主なものは、保険料収入 3 億 2,103 万 4,816 円、国庫支出金 3 億 1,059 万 9,798 円、支払基金交付金 3 億 5,030 万 9 千円であり、歳入総額に占める割合は合わせて 68.2%であります。

歳出の主なものは、保険給付費 12 億 1,806 万 3,845 円、諸支出金 6,399 万 673 円であり、歳出総額に占める割合は、合わせて 91.6%であります。

次に、令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は 1 億 8,525 万 4,987 円、支出済額は 1 億 8,032 万 6,817 円、歳入歳出差引残額は 492 万 8,170 円となりました。

歳入の主なものは、保険料 1 億 1,374 万 8,160 円、繰入金 5,928 万 5,650 円であり、歳入総額に占める割合は合わせて 93.4%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 5,930 万 7,070 円、保健事業費 761 万 8 千円であり、歳出総額に占める割合は合わせて 92.6%であります。

認定第 2 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度収益的収入の決算額は 3 億 7,231 万 6,121 円、収益的支出の決算額は 2 億 8,535 万 6,634 円、当年度純利益は 8,845 万 5,301 円となりました。

資本的収入の決算額は 2 億 1,305 万 1,860 円、資本的支出の決算額は 2 億 2,737 万 6,289 円となり、令和 7 年度への繰越額は 3,623 万 4 千円となりました。

続きまして、令和 6 年度末の企業債現在高について、ご説明申し上げます。地方債発行額は 4,900 万円で、元金償還額は 1 億 2,357 万 5,266 円となりました。

今後も継続的・安定的に事業を推進するため、財源確保に努めるとともに、経費節減の徹底など経営の健全化・効率化を図り、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

報告第 1 号 令和 6 年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率について報告するものであります。

報告第 2 号 令和 6 年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の資金不足比率について報告するものであります。

議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、立候補に係る環境の改善を目的とし、階上町議会議員および階上町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改めるため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児または介護との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第 19 条第 2 項第 2 号の規定による部分休業の承認の単位を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 4 号 令和 7 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 2,936 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 68 億 3,865 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 7,317 万 6 千円を減額し、国庫支出金 968 万 4 千円、県支出金 214 万 6 千円、繰越金 9,071 万 3 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 888 万 4 千円、民生費 232 万 1 千円、衛生費 415 万 5 千円、商工費 580 万円 8 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、農林水産業費に、県の有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金を活用し、長距離無線式捕獲パトロールシステムの導入等に係る経費として 126 万円等を計上しております。

次に、第 2 表、債務負担行為補正につきましては、ハートフルプラザ・はしかみの指定管理料について、限度額の変更分を補正するものであります。

議案第 5 号 令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 1,050 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 8,123 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 1,800 万円等を減額し、繰越金に 2,387 万 7 千円、諸収入に 408 万 7 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金 268 万 7 千円、諸支出金 574 万 8 千円等を追加するものであります。

議案第 6 号 令和 7 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 7,193 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 6,564 万 3 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 7,155 万 9 千円、繰越金 37 万 8 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金 7,193 万 9 千円を追加等するものであります。

議案第 7 号 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 730 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 9,156 万 3 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金 492 万 7 千円、国庫支出金 199 万 5 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 237 万 7 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 416 万 9 千円等を追加するものであります。

議案第 8 号 石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

議案第 10 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

陳情第 1 号議題、委員会付託

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、陳情第 1 号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、総務財政常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと、認めます。

よって、陳情第 1 号の件は、総務財政常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9月10日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9月11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前10時35分）

令和7年第5回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和7年9月11日(木曜日)

令和7年第5回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和7年9月11日 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

- 4番 熊谷 道雄君 (1) 階上町の津波対策は
(2) 私道等整備特別対策事業補助金について
- 5番 小坂 正年君 (1) 町のヤングケアラーについて
(2) 町の避難所基準について
(3) 盗撮等の対策等について
- 7番 大下 修 君 (1) 旧大蛇・小舟渡小学校土地施設、町有財産無償譲渡の疑問について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 土橋 美加佐 君	2番 渡 部 高 明 君
3番 中 島 孝 一 君	4番 熊 谷 道 雄 君
5番 小 坂 正 年 君	6番 下 沢 育 男 君
7番 大 下 修 君	8番 小 松 雅 彦 君
9番 上 道 二 三 男 君	10番 森 榮 吉 君
11番 林 貢 君	12番 百 目 木 和 俊 君
13番 大 江 和 夫 君	14番 長 根 岩 夫 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	濱浦幸夫君	総務課長	西山圭一君
総合政策課長	平戸真澄君	税務課長	大谷地尚子君
町民生活課長	上厚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	濱浦孝子君	産業振興課長	荒道真一君
建設課長	小笠原博文君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	古川明美君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐京実君	庶務 G L	花生智紀君
総務課主事	小野大地君		

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。4 番、熊谷道雄君の質問を許します。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員登壇〕

はい、4 番、熊谷道雄です。一般質問の機会は与えてくださりまして、感謝申し上げます。本日は 2 点ほど質問させていただきます。

1 点目は、階上町の津波対策についてでございます。7 月 30 日の朝、テレビで突然津波警報がアナウンスされたことに驚きました。地震の揺れもなかったのに津波警報が発令されて、14 年前の東日本大震災の際に日本列島を襲った大津波の記憶がよみがえりました。

南海トラフ巨大地震に関心が高まっている中、今回はカムチャツカ半島近くの千島海溝付近で発生したマグニチュード 8.8 の巨大地震によるもので、震源が遠かったため、本州のほとんどの地域では無感でしたが、日本の太平洋沿岸に津波警報・注意報が発令されました。

全国各地で避難対応が行われたそうですが、避難所の情報伝達や要支援者の安否確認に課題が残ったとされています。また、熱中症対策も不十分で、屋外避難所から屋内への誘導がうまく機能しなかった例も報告されているそうです。

そこで、階上町地域防災計画に改めて目を通してみました。各種災害に対する総則・防災組織・災害予防計画などが事細かに記載されています。その中の地震・津波対策編の記述があり、応急対策計画・災害復旧対策計画も含まれ、各行政・各機関の役割分担も明記されています。さらに、これまでの津波の記録として、昭和35年のチリ地震津波、昭和43年の十勝沖地震津波災害、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が記載されています。特に東北地方太平洋沖地震、東日本大震災のことでございますが、の際は、当町では幸いなことに人的被害こそなかったものの、被害額13億3,600万円と、甚大な被害を被りました。今回、階上町も津波警報の対象地域でした。山手側は危機感はさほどなかったかと思いますが、浜手の町民の方々は大変な思いをされたでしょう。

そこでお伺いいたします。今回、結果として何事もなく無事で済みましたが、警報発令中、町として、どのような注意喚起、避難誘導等実施したのか、詳しくご説明願います。

2点目の質問でございます。次に、私道等整備特別対策事業補助金についてお伺いします。私道は、個人等の所有物であり、町が管理する施設ではありませんが、地域住民が通勤・通学などに利用する公共性が高い道路です。当町では、私道の交通安全確保、生活環境の向上、そして地域コミュニティの推進を目的として、平成19年度に私道等整備特別対策事業補助金を創設し、私道の整備を進めてきました。

この制度により、町民の協働による私道整備工事に対し、補助金が交付され、多くの私道が安全で快適な道路に生まれ変わりました。

しかしながら、制度創設から18年が経過し、当時整備された私道の多くで老朽化が進んでいます。経年劣化による舗装のひび割れ、舗装の剥離等が進行し、交通安全や生活環境の維持に支障を来し始めています。

そこで、町民の安全・安心な生活を維持するため、お伺いします。

1点目、私道の取り扱いについて、どのように取り扱っているかお伺いします。

2点目、これまでに本補助金を活用して整備された私道は何件あるのか、整備実績についてお伺いします。

3点目、再整備についてもこの補助金が利用できるのか、また、これまでの実績があるのかお伺いします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。以上、よろしくお伺いいたします。

〔熊谷議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。それでは、熊谷議員のご質問にお答えをいたします。

1 つ目の階上町の津波対策についての件であります。議員ご案内のとおり、7 月 30 日午前 8 時 25 分に、ロシア・カムチャツカ半島付近で発生した地震は、本町においても震度 1 を記録する地震で、8 時 37 分に津波注意報が発表されたこと受け、同時刻に災害警戒本部を設置し、海岸地域を対象に避難指示を発令し、防災無線放送で周知いたしました。

また、沿岸部消防団に対し避難誘導と海面変動の確認をするよう指示し、警戒を行ったところであります。9 時 40 分には、津波注意報から津波警報に切り替わったことを受け、町の災害警戒本部を災害対策本部へ切り替えるとともに、避難指示の発令基準に基づき、避難対象地域を JR 八戸線より海側地域とし、改めて防災無線放送による周知と消防団による避難誘導を行いました。加えて、消防団の協力のもと、避難地域への車輛の侵入規制についても行ったところであります。

また、避難地域が JR 八戸線より海側地域となったことに伴い、ハートフルプラザ・はしかみ、道仏交流センターの 2 か所を避難所として開設し、避難所開設情報についても、防災無線放送で周知を図りました。

なお、小舟渡地区では、自主防災組織により小舟渡集会所に自主避難所を開設したことから、合わせて 3 か所の避難所対応を行ったところであります。避難所の状況であります。ハートフルプラザ・はしかみには 26 人、小舟渡集会所には 10 人の方が避難されました。道仏交流センターへの避難者はありませんでした。

その後、大きな海面の変化は見られず、午後 8 時 45 分に津波警報から津波注意報へ切り替わりました。津波注意報になったことにより、避難指示対象範囲も海岸地区に変更となり、避難者も帰宅したため、午後 9 時をもって避難所を閉鎖しております。

なお、災害対策本部は災害警戒本部へ切り替えて、津波注意報解除まで情報収集に努めたところであります。

次に、2 つ目の私道等整備特別対策事業補助金の件であります。本町に隣接する八戸市が管理する市道と混同しないよう、「わたくしどう」と申し上げます。

本補助金につきましては、議員ご案内のとおり、平成 19 年度より、私道の整備・補修を、地域住民が協働により行う場合に、その費用の一部を補助し交通の安全確

保および生活環境の向上と合わせて、地域のコミュニティの推進を図ってまいりました。

対象となる私道は、住家2戸以上に接し、幅員2.5メートル以上で、舗装された公道に接道しており、かつ用地の同意が得られている道路であることなどが要件となっております。

対象工事としましては、アスファルト舗装厚3cm以上の工事で、部分的な舗装補修工事も対象となります。

補助金は、整備工事等を行う行政区において、取りまとめて申請していただくことになっており、補助額は工事費の90パーセント、残りの10パーセントは地元負担となっております。

議員ご質問の1点目の私道の取り扱いについて、どのように取り扱っているのかについてであります。議員ご案内のとおり、私道は個人の財産であり、町が管理する公道ではないため、舗装の整備につきましては補助金による支援という形をとっております。

また、これ以外の支援としまして、住家につながる私道につきまして、町が管理する道路と同様に砂利敷きや除雪を行い、住民の皆様の生活道路の維持に努めております。これらの支援策は、他の自治体では、あまり見られない私道の支援策でございます。

次に、2点目のこれまでに本補助金を活用して整備された私道の実績件数についてであります。平成19年度からこれまで、総件数66件、総延長約8.2kmを補助金支給により支援してきております。そのうち約8割の私道が、平成19年度～23年度までの5年間で整備されてきております。

次に、3点目の再整備に本補助金が利用できるのか。また、実績があるのかについてであります。再整備につきましても本補助金は利用可能でございますが、これまでに再整備での本補助金の活用実績はございませんでした。

以上でございます。〔町長降壇〕

○4番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4番、熊谷道雄君。

○4番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

4番、熊谷議員です。町長より詳しいご答弁ありがとうございました。

津波対策に関して、町として迅速かつきめ細かな対応されたとのことで、非常に安心いたしました。階上町地域防災計画に則った動きをされたと認識いたしました。

そこで、津波対策について私の感想を述べさせていただきます。少しばかり気になったのは、お隣八戸市の沿岸部の避難状況です。指定避難所に最大 1,300 人、その他の施設に 1,200 人超の住民が避難したという報道がありました。住民の方々の避難意識の高さを感じます。対して、当町ではハートフルプラザ・はしかみに 26 名、小舟渡集会所 20 名というお話でしたが、危機意識が少し低いのかなあと少し心配になります。

また、今回は真夏での警報発令でした。過去の災害の教訓から各自治体は冬場の避難対策を進めていますが、暑さへの備えは十分でなく、対応が急務であると思われる。北海道でも避難中に熱中症になった方がいらっしゃったと報道されていました。避難者側も飲料や保冷剤を持って避難するなど、暑さへの備えを意識してほしいという識者の声がありました。自治体側として、避難所の冷房設備、そして冬場の暖房設備を再点検する必要があると思います。

このように、今回の津波警報発令に伴って、いろいろな問題が浮かび上がりました。今後の災害対策に役立てるよう、地域住民への啓発活動とともに、防災計画をより整備されることをお願いいたします。これについてのご答弁は不要でございます。

2 つ目の私道等整備特別対策事業補助金についての再質問でございます。

1 点目、再整備に関する実績はないとのことでしたが、これまで補助金の交付を受けた私道で、老朽化による再整備の相談を受けたことがあるかお伺いします。

2 点目、今後、老朽化した私道の相談があった場合、どのような流れで再整備を行っていくことになるのかお伺いします。

以上です。〔熊谷議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、熊谷議員の再質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、再整備の相談を受けたことがあるかについてでございますが、これまでのところ、再整備に関する具体的な相談は寄せられておりません。しかしながら、舗装の劣化が見られる私道があるのを確認しておりますので、議員ご指摘の

とおり、今後はこうした私道に対して補助が必要になってくるものと考えております。

次に 2 点目の、老朽化した私道の相談があった場合、どのような流れで再整備を行っていくことになるのかについてでございますが、整備が必要な私道につきましては、行政区において協働のまちづくり地区計画に位置付けた上で申請を取りまとめいただき、町は区長と協議しながら進めてまいります。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

4 番、熊谷議員です。ご答弁ありがとうございました。

私道は町が管理する施設ではありませんが、町民の生活を支える大切なインフラでございます。引き続き、私道を含めた生活道路の維持に町民への力強いご支援をお願いしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。答弁は不要でございます。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 4 番、熊谷道雄君の質問を終わります。

次に 5 番、小坂正年君の質問を許します。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員登壇〕

5 番、小坂正年です。9 月の定例会に質問の機会を与您いただき感謝申し上げます。

過去 10 シーズンで最も早く青森県内インフルエンザ流行入りをし、また、新型コロナウイルス感染も 8 週連続で増加となりました。季節の変わり目、私達も気をつけたいものです。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず 1 点目に、町のヤングケアラーについてですが、団塊の世代と言われる 1947 年～1949 年に生まれた世代の方々全員が 2025 年の今年、75 歳以上となり、全人口の約 18%の約 2,160 万人、国民の 5 人に 1 人が後期高齢者になる、いわゆる超高齢化社会となるとされています。当町でも、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口 2020 年～2050 年の 30 年間で、0 歳～14 歳までが 1,276 人から 488 人に、15 歳～64 歳が 7,914 人から 3,299 人に減るのに対して、高齢者の 65 歳以上が 4,306 人から 4,210 人とほぼ横ばいになると予想されています。

そうした場合に、いろんなところで言われている、ヤングケアラーが出て来ることが予想されます。学校に通いながら親御さんの世話をします。大変なことだと思いますが、本人が自覚していない場合もあるということです。

現在町では、その対応・対策等がどのようになっているのかをお伺いします。

2 点目に、町の避難所基準についてですが、共同通信社が全国の市区町村に実施した避難所の準備状況に関するアンケートで、トイレ数について 49%が政府が指針で示す基準を満たしていないと答えた。被災者一人あたりの居住面積も 49%が満たしていないとありました。

当町でも満たす予定だが、時期の目途が立っていないと回答しているようですが、過去には冷たい床の上で雑魚寝を余儀なくされ、トイレ不足のため飲食をためらう避難者がおり、災害関連死のリスクが多くなったとされています。非常時だから仕方ないという考えはなしにして、早めに準備をしておくことが必要になると思います。

当町でもいろいろな準備をしていると思いますが、最近は地震等が多くなっているように感じます。早めの見直し等する予定がないのかお伺いをします。

3 点目に、最近のニュース等で、盗撮関連の事案が多くなったように思いますが、そのほとんどが教育者の犯行だということには驚かされるのは私だけでしょうか。また、少し前になりますが、ある中学校で女子生徒の着替えを盗撮して、同級生の男子生徒に売るという事案がありました。

当町の中学校での更衣室等、そのような心配がないのかをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。〔小坂議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、それでは、小坂議員のご質問にお答えをいたします。

1 つ目の、町のヤングケアラーの現状についての件であります。ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の世話、介護などを過度に日常的に行っている子どもや若者のことを指します。

令和 6 年 6 月には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、法律にも明記されたところであり、社会全体で向き合うべき課題と認識しております。令和 4 年度に青森県が行った無記名の実態調査では 3 万 2,540 人の児童生徒を対象に 1 万 9,532 人から回答がありました。その結果、931 人、全体の 4.8%の児童生徒がヤングケアラーに該当するとの報告がございます。

また、介護や世話の大変さについて尋ねたところ、4 割の子どもが大変さを感じると答え、6 割は特に大変さは感じていないと回答しており、中心にお世話をしている家族を手伝う比較的軽い負担を担うサブケアラーが最も多いことが分かっております。

一方、子どもが中心的に 1 人でお世話をしている孤独ケアラーが 0.3%、55 人おり、このような子ども達は、学習や進路選択、友人関係などに影響を受けやすいとされており、子ども自身が声を上げにくいという特性があるため、実態が見えにくいことが課題であります。

本町におきましては、学校、地域、福祉部門の関係機関が連携して実態を把握していく必要があると考え、昨年度からすこやか健康課、教育課、スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報交換会を毎月開催し、情報を共有しているところでございます。

ヤングケアラーに関する相談があった場合には、こども家庭庁が策定したヤングケアラー支援ガイドラインを活用し、要保護児童対策地域協議会で協議し、必要に応じて専門機関につなぐなど、子ども達に寄り添った支援を個別に行ってまいります。

今後とも、ヤングケアラーに関する周知・普及啓発に努めるとともに、国や県、教育委員会などの関係機関とも連携しながら、子ども達一人一人の声に耳を傾け、ヤングケアラーであることによって学びや成長の機会が妨げられることのないよう、町としても取り組んでまいります。

次に 2 つ目の、町の避難所基準についての件であります。議員ご案内のとおり、共同通信社が実施した避難所の準備状況に関するアンケートにおいては、本町はトイレの数および居住面積について、政府が指針で示す基準を満たしておらず、「今後満たす予定だが時期の目途は立っていない」と回答したところであります。

今回の調査は、政府が昨年 12 月に改訂した基準に基づき実施したものでございますが、改訂前の避難所における基本的な一人あたりの居住面積は 1.65 ㎡とされていたもので、本町の計画では一人あたり 2 ㎡を確保する計画としておりました。

今回の改訂では、被災者の権利保護をうたう国際基準を新たに取り入れ、1 人あたり最低 3.5 ㎡と大幅に引き上げられたことにより、本町の地震・津波被害想定における最大想定避難者数 1,700 人の場合、新基準では 5,950 ㎡が必要面積となりますが、現在の計画における浜手の各避難所における避難可能面積の合計は、4,998 ㎡であるため、政府が示す基準を満たしていないものとなったものでございます。今後、対象避難所の拡大や指定避難所の増設等を検討しながら基準を満たすよう取り組んでまいります。

次に、トイレの数に関しては、災害発生当初は避難者 50 人あたり 1 基、その後、避難が長期化する場合は 20 人あたり 1 基を配備するという数的基準が示されたことにより、現在の避難所におけるトイレの数では基準を満たしていない状況となっているものであります。

また、今回の改訂においては、仮設トイレや簡易トイレ、トイレトレーラー、トイレカーやマンホールトイレなどの災害用トイレも合わせた数として確保するよう求める内容となっております。

本町におきましては、今年度、仮設トイレ 5 基とこの仮設トイレを必要な避難場所へ運搬する車両を整備することとしております。災害関連死にも直結する避難所の衛生環境維持や避難者の身体的負担の軽減を図れるよう、引き続き簡易トイレの活用等も検討しながら、基準達成に向け取り組んでまいります。

次に 3 つ目の、中学校における盗撮等の対策等についての件については、教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。私からは中学校における盗撮等の対策等についての件にお答えいたします。

まず始めに、これまで町内の小中学校において学校内での盗撮事案は確認されていないことをお伝えさせていただきます。

さて、議員ご案内のとおり、数年前に県外のある中学校の 2 年生の男子生徒数名が校内で小型カメラ・スマートフォンを使い、女子生徒のスカートの中や体育の授業前の着替えの様子を盗み撮りし、LINE で情報のやり取りを行っていた事案が発生するなど、近年、学校内の盗撮事件が急増しております。その背景として、スマートフォンや小型カメラの普及に伴い、簡単に盗撮できる環境であること、盗撮が重大な犯罪であるという認識が欠如していることなどが要因として考えられます。

町内の中学校では、原則スマートフォンを学校内に持ち込むことを禁止していますが、通学等やむを得ない理由によりスマートフォンを持ち込む場合でも、登校時に預かり、職員室内で保管し、下校時に引き渡しております。

また、階上中学校、道仏中学校ともに専用の更衣室がないため、着替えが必要になる場合は男子生徒と女子生徒を着替える教室に分け、男子生徒が着替える教室には男性教職員を、女子生徒が着替える教室には女性教職員を監視として配置し、それぞれ当該教室のカーテンを閉め切り、着替えを行う教室が外から見えないようにしております。

近年は、横浜市の小学校の教員らが児童を盗撮した画像や動画を SNS で共有したとして逮捕・起訴された事件など、児童生徒が学校内で教職員により盗撮の被害に遭う事案も発生しております。そのため、今年 7 月には私から町内の全小中学の校長に対し、盗撮防止に対する教職員への強化指導、監督を行うよう指示したところであります。

今後、教育委員会としましては定期的、日常的な複数人での安全点検、教室の整理整頓、スマートフォン等の校内使用禁止を徹底するとともに、児童生徒に対しては道徳教育の充実、教職員に対してはコンプライアンス意識を醸成する研修の実施など、さらなる防止強化を図っていきます。

また、生徒専用の更衣室につきましては、現在進めております中学校再編の検討をしていく中で、その整備についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。1 点目についての再質問だけをさせていただきます。

ヤングケアラーの現状について伺うことができました。なかなか本人から手を挙げることは難しいことと思いますが、もしあった場合に、実際の相談機関、窓口はどのようなところになるのかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの具体的な相談機関についてでございますが、ヤングケアラーの声として「様々な理由により周囲に相談することができない。今の状況について話を聞いて欲しい」という要望があることから、子どもがどのようなことでも気軽に相談しやすい環境をつくる必要と考えております。

まず第 1 に、子ども達と日常的に接する場である学校の教職員等が登校状況や生活態度の変化等、些細な変化に気付くことが可能な立場にあります。そのため、ヤングケアラーの早期発見、把握等で特に重要な役割を担っており、身近な相談先となると思われます。

町の相談機関といたしましては、令和 7 年 4 月 1 日からすこやか健康課内に設置しました階上町こども家庭センターとなり、専門職を配置し、相談支援体制を整えております。

また、8 月 1 日から青森県ヤングケアラー支援センターが開設され、電話、メール、LINE 等により、当事者、家族の方など、どなたでも相談できるようになっておりまして、こちらは教育委員会から各学校を經由して周知されております。

さらに、こちらも県の事業でございますが、元ヤングケアラーに悩みの相談や、日常のお話ができる場所として、LINE 相談窓口である青森県ヤングケアラーチャンネルが開設されております。ヤングケアラーの相談機関につきましては、町ホームページに掲載し、国県等から配布されたポスターやチラシ等につきましても、都度掲示配布するなど周知に努めてまいります。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。

○5番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5番、小坂正年です。全て早めの対策等をしていただいているということで安心しました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で5番、小坂正年君の質問を終わります。

続いて7番、大下修君の質問を許します。

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員登壇〕

おはようございます。7番、大下修です。よろしく申し上げます。今回、質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。早速質問に入らせていただきます。

旧大蛇小学校の令和4年度の簿価1億8,900万円を本年7月に無償譲渡しました。さらに、誘致企業ということで5年間に約700万円の固定資産税を免除することとなることでしょうか。この経緯について主なものを時系列に紹介し、ポイントを問い、検証したいと思います。

令和3年3月、旧大蛇・小舟渡小学校閉校。同年5月25日、旧大蛇・小舟渡地区廃校利活用の意見交換を実施。7月上中旬、八戸市の会社1社から工場として活用要望があり、各校を2回、現地確認。8月24日、廃校利活用に関する経過と検討状況について、役場にて議員、区長と打ち合わせ。10月13日、臨時議会、不動産鑑定料、廃校解体工事費算出委託料を計上。令和4年1月下旬、不動産鑑定結果、解体工事費報告。3月10日、一般質問、今後の利用計画について。令和4年6月7日、6月議会の初日の全員協議会で初めて全議員に利活用の説明あり。9日、一般質問、企業誘致条例一部改正について。10日、議案審議、階上町企業誘致条例改正。14日、第1回プロポーザル審査委員会。翌日、プロポーザル公募開始。7月8日、第2回プロポーザル審査委員会、申し込み1件、参加要件可の決定。20日、第3回プロポーザル審査委員会、貸付譲渡先決定。翌日7月21日、貸付譲渡先と賃貸契約締結。令和6年9月12日、一般質問、誘致企業奨励金交付額および閉校2校

の財産について。令和 7 年 7 月 15 日、全員協議会で旧大蛇小学校施設の無償譲渡の説明。以上が経緯でございます。

令和 3 年 5 月 25 日、地域との意見交換を情報開示請求したところ、協議記録によると経費高額や財政が厳しい旨の民間活用の文言が多く出現しています。この 5 月 25 日の意見交換の出席者数名から聞き取りを行ったところ、財源、高額経費の話があったこと、意見交換後に意見の集約を行っていないことを確認しました。

令和 3 年 8 月 24 日の廃校利活用に関する経過と検討状況についての地域打合せ資料によると、同年 5 月 25 日に行った地域と意見交換の小舟渡地区の主な意見に「民間活用して地元雇用ができればありがたい話である」と記載されています。しかし、情報開示請求した 5 月 25 日の協議記録にこの地元雇用の文言がございません。意見が出されていないことを創作し資料を作成したことに対する見解を伺います。

次に、令和 4 年 6 月 7 日の全議員に旧大蛇・小舟渡小学校の利活用についての概要に「これまで令和 3 年 5 月 25 日、両地域の議員、区長および有志の方々と意見交換。8 月 24 日に議員、区長に経過と検討状況の説明を行ってきました。地元の意見としては、今後活用予定がなく校舎が劣化する前に企業等の誘致に取り組んで雇用の促進を図ってほしいとの意見で一致しております」と記載してありますが、この意見が一致したという根拠はどこにあるのでしょうか。情報開示請求した記録や聞き取り調査と異なります。見解を伺います。

令和 3 年 8 月 24 日の廃校利活用に関する経過と検討状況についての資料によれば、7 月上中旬、八戸市の 1 社から工場としての活用希望があり、現地確認を各校 2 回行ったとあります。現地確認を行った会社が今年度 7 月に旧大蛇小学校土地施設を無償譲渡した会社で相違ないのか確認します。

時系列にまとめた表を見ると、令和 4 年 6 月 7 日の全員協議会で全議員に初めて両校の利活用の説明から 3 日後に企業誘致条例改正、7 日後のプロポーザル審査委員会の開催、翌日公募開始、公募から 7 月 20 日の譲渡先決定まで 35 日の日数です。全議員に初めての説明から 40 日余りで契約、企画提案型のプロポーザル公募から 35 日で会社決定は妥当な進め方であったのか見解を伺います。

小学校施設は、小学校以外で使用する場合は、その目的・規模にもよりますが、多額の資金が必要です。人口減少に伴う、学校の統廃合を進める国もそのことを踏まえて補助金を各省庁にまたがり豊富に揃えています。多くの市町村は、補助金を活用した廃校利用を行っているのが現実です。当町は、その情報提供もなく民間活用を推し進めました。

このような状況の中で、タイミング良くなのか、資金調達が可能になったからタイミングを合わせたのか分かりませんが、会社は工場改築資金 1 億円を手配していたようです。当時、私はこの会社の社長に資金調達はどれくらい、いくらか伺ったことがあります。社長は、国からコロナ関係で 1 億円の支援を受けたと答えていました。民間の会社に廃校の増改築にコロナ関係で 1 億円の支援を国がするのか疑問でした。

令和 6 年 9 月定例会で令和 5 年度の誘致企業奨励金、固定資産税免除額を伺ったところ、116 万 2 千円との答弁でした。町が免除した固定資産税から改築資金の投資額を逆算したところ 9 千万円弱ではないのかという金額が導き出されます。令和 4 年度の投資額と社長の言われた金額と合致しました。町は旧大蛇小学校改築資金の調達に国の補助金の仲介や紹介など多少なりとも関わったのか伺います。

最後になりますが、令和 8 年 3 月、階上小学校が閉校となります。旧大蛇・小舟渡小学校のように地元の声を四、五名で議員、区長とするのか。それだけでなく町全体として考えるのか。透明性や情報提供など閉校後の階上小学校の利活用の仕方のスタンスとプロセスを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

始めに、旧大蛇小学校および旧小舟渡小学校の閉校後の経緯についてご説明いたします。両校とも令和 3 年 3 月 31 日をもって閉校いたしました。同年 5 月 25 日には、荒谷・大蛇・追越地区の地元議員、各区長および担当課との間で意見交換を実施したところ、地元での利活用の予定はないということ、そして民間企業による活用を通じた雇用創出が望ましい、こういったご意見をいただいたところでございます。さらに同年 7 月には、八戸市内の民間企業から校舎活用に係る見学希望が寄せられて、両校をそれぞれ 2 回ずつ案内いたしました。同年 8 月 24 日には、町長・副町長等により、地元議員・地元区長の皆様に対し廃校利活用に関する経過と検討状況について説明をし、今後は、教育課から総合政策課へ財産移管を行ったうえで、

関係予算や利活用方針を議会に報告しながら手続きを進める方針をお伝えいたしました。

これらを受けまして、同年 10 月 1 日に財産所管を教育課から総合政策課に移管し、同年 10 月 13 日の臨時議会におきましては、不動産鑑定委託料、廃校解体工事費算出委託料等の補正予算をご承認いただき、業務委託を発注したところでございます。

旧大蛇小学校につきましては、令和 4 年 6 月の議員全員協議会におきまして利活用方針を説明し、企業誘致条例を改正の上、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施いたしました。同年 6 月 14 日には、第 1 回プロポーザル審査委員会を開催して実施要領等を審議し、公募を開始したところ、7 月 8 日に 1 件の参加申込がございました。第 2 回審査委員会におきまして資格審査を行った上で、7 月 20 日の第 3 回審査委員会ではプレゼンテーションによる評価を実施いたしました。その結果、申込者の事業計画が企業誘致条例の趣旨に合致すると判断し、7 月 21 日に 3 年間の賃貸借契約を締結いたしました。

その後、令和 7 年 7 月 10 日に開催いたしましたプロポーザル審査委員会におきまして、税理士による経営評価を踏まえ、財務・収益面における健全性、事業の継続可能性、地域貢献、さらにはリスク対応力に至るまで、安定的かつ持続的な事業運営が可能であることが総合的に判断されたことから、令和 7 年 7 月 21 日に、かねご製館株式会社へ無償譲渡を行ったところでございます。

同社におかれましては、国際基準に対応した農産物加工の推進に加えまして、地域交流事業として、ミュージックサマーフェスティバル in 大蛇を毎年開催するなど、地域貢献にも積極的に取り組んでいただいております。今後も雇用創出や地域経済活性化に資するものと期待しているところでございます。

一方、旧小舟渡小学校につきましては、旧大蛇小学校と同様の手続を経て、令和 4 年 6 月に公募を行いました。応募がございませんでした。そのため、再公募におきまして期間を延長し、令和 5 年 9 月 22 日～12 月 25 日までの約 3 か月間で募集したところ、2 社から申し込みがあり、審査の結果、令和 6 年 3 月 29 日に株式会社 SakaZuki と使用貸借契約を締結したところでございます。また、事前相談に際しましては、選定事業者以外の民間企業や大学からも見学希望が寄せられており、その都度、同様に現地での案内や説明を行ってきたところであります。現在は SakaZuki BASE cominato として、学習塾、ヨガスタジオ、キャンプ場等の多目的施設として運営され、各種イベントを通じてにぎわいを創出し、多世代が交流できる拠点となっております。

それでは、質問に順次お答えいたします。1点目の、令和3年5月25日の廃校に係る協議記録についてであります。令和3年5月25日に実施した地域との意見交換の当日の詳細な議事録を改めて確認しましたところ、小舟渡地区での意見交換におきまして、「民間活用して地元の雇用ができればありがたい話である」とのご発言がなされており、この内容は、当日の議事録に記録されておりました。

議員ご指摘の協議記録に地元雇用の文言がないことにつきましては、両地区の議事録をまとめた廃校活用に係る協議記録は、出された意見を要約した資料として作成したもので、全ての発言を記載したものではありません。今後は、地域住民の皆様のご意見を正確に反映し、誤解を招くことのないよう、記録作成における表現と内容の精査を徹底してまいります。

2点目の、意見が一致したとの表現についてであります。この表現は全員一致という意味ではなく、参加者の発言内容を町として総合的に判断した結果を示したものでございます。大蛇地区におきましては、「地元のみでの活用は困難」との意見がある一方で、「町全体を考えれば民間活用は有効」「IT関係企業の誘致による雇用創出への期待」「人口減少対策として前向きに検討すべき」といった建設的な意見が多数ございました。小舟渡地区におきましても、「宿泊施設としての活用」「スポーツ合宿誘致による雇用効果」「民間活用による地元雇用創出への期待」など、具体的に前向きな提案が出されていたところであります。さらに、両地区に共通して、「有効活用することは望ましい」「早期の方向性を定める必要がある」との認識が示されておりました。

これらの意見を総合的に勘案した結果、地元のみでの利活用は難しいが、企業誘致による雇用促進という政策方向について、一定の賛同が得られているとの判断に至り、その趣旨を意見が一致したと表現したものでございます。

次に3点目の、現地確認を行った企業と譲渡先企業の関係についてであります。令和3年7月上旬に現地確認を行った企業と、最終的に譲渡先となった、かねご製館株式会社は同一の企業でございます。事前相談に応じ現地確認を行うことは、利活用の可能性を検討するため、必要な行政対応であり、その後の事業者選定に直接影響を与えるものではありません。

また、旧小舟渡小学校につきましては、ほかの民間企業や大学からも数社の見学希望が寄せられており、その都度、同様に現地での案内や説明を行ってきたところであります。

事業者の選定にあたりましては、公平性と透明性を確保することを最も重視し、公募型プロポーザル方式により実施いたしました。

審査委員会におきましては、提案内容の実現可能性、地域貢献度、事業実績等の客観的な基準に基づき、厳正かつ中立的に評価を行った結果でございます。

したがって、特定の企業が優遇される余地はなく、選定過程における公平性・透明性は十分に確保されているものと考えております。

次に4点目の、スケジュールの妥当性についてであります。議員ご案内のとおり、令和4年6月7日の全員協議会での説明から賃貸借契約までが約40日、公募開始から資格審査決定まで23日間という日程でございました。本町のプロポーザル方式実施規程、第7条第2項第2号におきましては、公募期間とは「公募公告の日から提案書等の提出期限までの期間」を指し、その期間は1か月と規定されております。

今回の公募型プロポーザルにおきましても、この規程に従い、公募期間はおおむね1か月を確保して進めたものであります。

しかしながら、結果的に応募状況といたしましては、旧大蛇小学校には1社の応募がございましたが、旧小舟渡小学校には応募がございませんでした。そのため、翌年度に実施した旧小舟渡小学校の再公募におきましては、募集期間を3か月間に延長し、より応募しやすい環境を整えたところであります。

次に5点目の、改築資金調達における町の関わりについてであります。町が企業の資金調達に直接関与することは、公平性や適正性の観点から適切ではなく、町として企業の資金計画や金融機関との交渉等に関わることはございませんでした。企業が国の各種支援制度を活用した事実は承知しておりますが、これは企業が独自に情報を収集し、適正に申請したものでございます。町の役割は、適切な事業者を公正な手続きにより選定することであり、選定後の事業実施や資金調達に町が関与することはございません。

ただし、国や県の一般的な制度情報について問い合わせがあった場合の情報提供は行っておりますが、特定の企業に対する補助金申請の仲介や紹介、支援等は行っておりません。企業の資金調達方法や補助金活用については、あくまで企業側の主体的な判断と責任において実施されたものでございます。

最後に6点目の、階上小学校の今後の利活用についてであります。令和8年3月に閉校予定の階上小学校につきましては、現時点で具体的な方針は定まっておりません。

今後、方針の検討にあたりましては、広く住民の皆様からご意見を伺いながら、地域交流拠点や民間活用、さらには公共機能の補完といった幅広い選択肢を念頭に進めてまいります。

一方で、築 31 年を経過する木造校舎であることから、老朽化や維持管理費、安全性の課題も踏まえ、必要に応じて解体や更地化も選択肢に含め、丁寧に検討を進めてまいります。

学校施設は、地域の歴史と誇りを象徴する財産であります。今後とも町民の皆様並びに議会の皆様と緊密に連携を図りながら、透明性の確保に努め、将来世代につながる利活用の在り方を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。ご答弁ありがとうございます。時間がありませんので、少し再質問等を述べさせていただきます。

まず、情報開示。請求した資料は、2 週間ありますので、正しく提出していただきたいと思います。あとからこういう資料が本物です、これはどういう意味の資料であったのか分かりませんが、この資料は違いますと言われても困る話なんです、情報開示、私時々しているんですけども、正しい情報を適切に提出、誠意を持って提出していただくことをお願い申し上げます。

それと、進め方で、統一見解についてですけども、町が解釈するんじゃなくて、皆さんに確認すること、確認する行為が大切だと思います。「皆さんこれで良いですよ」と確認することです。そうすることによって、統一した見解ということになりますので、ぜひ、階上小学校の場合はそういうふうな確認の仕方をして、その行為ということをきちんと行った上で進めていただきたいと思います。

次に、再質問になりますけども、8 月 24 日でしたか。町長、副町長が出席することから、重大な会議であったことが想定されます。資料によりますと、このとき既に「地域からの意見にある民間活用を促進するため、校舎の劣化が進行する前に利活用したい企業等に早期に企業誘致による雇用の創出、地域活性化を図っていく方向性も視野に検討中である」と検討状況を述べています。さらに、町長挨拶では、この打ち合わせを検討方向、進捗状況の説明としていて、最後の挨拶では「これから公募も含めた、企業誘致も含めた内容を整理して対応」と発言しています。まさに 1 年後に我々議員に説明したプロポーザル公募、そして企業誘致です。そして企業誘致条例改正は我々に説明してから 3 日後に改正しております。

審議期間が、そのほかにもいっぱいある中で、なかなか私は目をとおすことも、十分に目をとおすことができなかつたんだけど、それでも条例改正してしまって、無償譲渡を決定しました。

見逃した私が悪いと言えればそれまでなのでしょうけれども、やはりこの進め方はいかがであったのか。我々に提示してから 3 日で条例改正を進めたということについての見解を伺います。

それと、情報管理について伺います。

先ほどの情報開示請求でも同様ですが、情報漏れが散見する場合があります。私が情報開示請求したということに関係のある方に伺ったら、「大下が情報開示請求しているという情報を私得ています」ということがありました。こういうことはあってはならないと思います。

また、例えば、令和 3 年 7 月上中旬に八戸の会社が食品工場として活用要望があり、各校を 2 回現地確認とあります。この時点で小学校の利活用の案件を知っている方は、役場職員の一部と、5 月 25 日の地域との意見交換に参加された方々です。ほかの議員は全く知らないことであります。なぜ八戸の業者がそういう情報を聞きつけたのでしょうか。これについて見解を伺います。

また、令和 4 年、企業誘致条例を翌日に決定する訳ですけれども、その 6 月 9 日に一般質問があります。一般質問の通告書の締め切りは、議案審議の前に通告するんです。だから、議案審議の内容は一般質問で分かり得ないことだと私は思ってるんです。

しかし、企業誘致条例の一部が改正されますということで、これの内容について伺った質問をしている訳です。どうも情報が漏れいしているのではないのかと思います。これ、議事録を拝見するとそのようになっておりますし、また、答弁後に「いろいろな諸問題、給排水等の問題もあると思われませんが」と締めくくって質問を終えております。

まだ、どの会社がプロポーザルに参加するのか分からないのに、食品工場では水をいっぱい使いますので、給排水の問題があるというのは、私は食品工場に勤めていたんでよく分かりますけれども、そういう情報って分かるものなのかと不思議に思っているところです。

もう時間がありませんので、最後の質問とします。

小舟渡小学校が昨年 6 年の 3 月に貸与して 1 年と 6 か月が経過しようとしています。この会社は企業誘致条例の対象基準には該当せず、町長が特に認めた場合に該当すると理解しております。

しかし、4月のオープンが6月にずれ、サウナ、風呂、居酒屋、宿泊施設がオープンしていない状況と理解しています。ある方の情報では、サウナ、風呂、宿泊施設は取りやめ、居酒屋はキッチンカーのことのようです。これに相違ないのか。この情報は役場にも届いているようなのですが、役場の現状認識を伺いたいと思います。

それと、小舟渡小学校の、そのほかにあるのかどうか分かりませんが、現在の状況と今後この会社も無償譲渡になるかと思えます。こういった遅れていたり、取りやめたのか、取りやめに対しての指導等の方針や対応をどのように考えているのか、進めるのか、対応を伺いたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、3日間での短い期間で進めていくという形の、この見解ということでございますけども、こちらに対しましては、議会に対してはきちんと審議する時間を今後は取っていくような形で進めていきたいというふうに思います。

あと、情報漏れの部分、情報漏れに関して、八戸の業者がなぜ分かっていたのかというようなことに関しましては、現段階で確たることを申し上げられる状況ではございませんが、今後は、こういった情報漏れは町のほうではきちんと徹底しているというふうに認識しておりますので、ここは今後も徹底していきたいというふうに思います。

3点目の、今後のSakaZukiの状況と計画変更の部分のお話になりますが、まず最初の企業誘致の基準、企業誘致かどうかと、その基準の部分なんですけれども、こちらは株式会社 SakaZuki はプロポーザル審査の結果、旧小舟渡小学校の利活用業者にまず認定されております。その後、階上町企業誘致条例および施行規則に基づく申請を経て、企業誘致として認められたものでございます。

施設のサウナ、キッチンカーを含めてそうなんですけども、宿泊施設、サウナ等でございますけども、こちらは前回の部分と同様の答弁になりますけども、資金調達や法令適合の確認、あとは施工体制の整備などを踏まえて、慎重に検討を進めている段階であるというふうに報告は受けております。

あと、進捗に対する町の指導という部分でございますが、こちらの本事業に関しましては、令和6年3月に5年間の使用貸借契約を締結して、現在、事業が進められているというような状況でございます。町としましても、強制的な指導ということではできませんけれども、当初の目的を達成するために、定期的な協議や意見交換などを必要に応じて関係機関と、また、専門家と連携を促すなど、支援をしていきたいというふうに考えております。

あと、最後に直近の情報でございますけれども、意見交換を直近行った際にですね、新たに犬を、犬と一緒に過ごせるスペースということで、いぬとまというように、このショップのほうを、9月17日にオープン予定であるということと、さらにサーフィンやスケートボードなどのショップLSDという会社だそうですけども、こちらが改修工事を進めているというふうに伺っております。加えて、SakaZuki秋祭りというものが今週末に企画されているというふうに伺っております。今後も引き続き事業者と連携しながら、地域活性化や関係人口の創出につながるよう、適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

〇7番（大下修君） はい、議長。

〇議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

〇7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7番、大下修です。答弁ありがとうございます。

特に SakaZuki さん、あそこも簿価を見ると、一億八千万円か九千万円の財産でした。高額な誘致企業での奨励金はないんですけども、それでも町有財産ということなので、是非、活性化するように。特に居酒屋もそうですけれども、宿泊施設が階上町にないということなんで、そういったができるように。

もともと分かっていることなんですけれども、資金調達がなければ無理だし、許可が必要ということが、そういうのが分かっている4月オープンだったんです。ところがこうやっていって、ただそれを許容していくと、ズルズルズルズル時間だけが過ぎて、ということになるかと思えます。是非、関与を十分にさせていただいて、町のために、町民のためになるように持っていただきたいと思います。

プロポーザルは、20日かいくらでできる話ではないんです。そこのところも十分に理解して、半年だとか1年かかる話です。利活用する場合は、資金調達から、大

蛇は多分そうです。行って、1年かけて資金調達したと私は思ってるんで。ということ、まずお願いします。

それと、先ほど質問を忘れてましてごめんなさい。

令和4年の3月の議会で、これもまた一般質問しているんです。そのときには庁内会議を開くと、財産の利活用についてということをおっしゃってました。しかし庁内会議は開かれておりません。

そして、もし開かれなかった場合、町で検討しなかった場合は売却。私は売却のために不動産鑑定やったのかと思ってましたけれども、売却すると答えてたんです。それが3か月後には無償譲渡に変わっているんです。何で変わったんですか、ということですよ。

この辺のことを、もう最後の質問になると思いますので、今私が、そのほかにも疑問はいっぱいあるんですけども、これらを踏まえて、やはり階上小学校の場合だとか、これから統廃合の学校が出てくるのかもしれない。そのほかにも図書館だとかいろんなのをやっています。そういったものの情報開示、町長は透明性と言いましたけれども、全然透明性になっていると思ってません。強引に図書館も進めました。私はそう思ってます。

だから、本当に透明性と言うのであれば、決定する前に何時間か、例えば50時間議論しましょうというのをやって、最後決まらなかったら、多数決は仕方ないと思います。そういうふうに透明性、公平性を持って進めていただきたい。そうでないと私は理解が得られないと思います。町のためにもならないと思いますので、最後、それをお願いして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

〔大下議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、大下議員の質問にお答えします。

3月に方向性の変更したという部分についてでございますが、ご指摘のとおり、当初は町有財産としては、利活用が難しい場合には、売却等も視野に入れていくというところで答弁しております。

しかし、閉校施設を地域活性化に確実につなげるために、単なる売却よりも企業誘致の対象として位置付けることが適切であると判断いたしまして、令和4年6月

の定例会において、議会の議決を経て条例改正したというところでございます。この改正により、すぐに売却して、当初の目的と異なる用途に使われることを避けるために、まず3年間の賃貸借を行って事業の実現性や地域との調和を確認した上で、持続的な運営が見込まれる場合に限り、無償譲渡するというような仕組みにしたものでございます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、7番、大下修君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前11時45分）

令和7年第5回階上町議会定例会会議録

(第3号)

令和7年9月12日(金曜日)

令和 7 年第 5 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 7 年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1	認定第 1 号	令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	令和 6 年度階上町下水道事業会計決算の認定について
日程第 3	報告第 1 号	令和 6 年度健全化判断比率の報告について
日程第 4	報告第 2 号	令和 6 年度資金不足比率の報告について
日程第 5	議案第 1 号	階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	令和 7 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 5 号	令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 7 号	令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 6 号	令和 7 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 8 号	石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について
日程第 13	議案第 9 号	階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
日程第 14	議案第 10 号	人事擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
日程第 15	陳情第 1 号	「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第 16	議員派遣の件	
日程第 17	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林		貢君	12番	百目木	和俊	君
13番	大江	和夫	君	14番	長根	岩夫	君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷	憲輝	君	副町長	澤田	充	君
教育長	濱浦	幸夫	君	総務課長	西山	圭一	君
総合政策課長	平戸	真澄	君	税務課長	大谷地	尚子	君
町民生活課長	上	厚子	君	すこやか健康課長	平戸	由紀子	君
介護福祉課長	濱浦	孝子	君	産業振興課長	荒道	真一	君
建設課長	小笠原	博文	君	教育課長	中屋敷	司	君
会計管理者	古川	明美	君	監査委員	下沢	育男	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君 庶 務 G L 花 生 智 紀 君

総務課主事 小 野 大 地 君

◎開議の宣告

(開議 午前 10 時 00 分)

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎認定第 1 号、2 号一括議題、質疑、討論

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、認定第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定についての件および日程第 2、認定第 2 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計決算の認定についての件、2 件を一括して議題といたします。

この際、監査委員より、ただいま議題となっております件についての監査報告の申し出がありますので、これを許します。

○監査委員（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、監査委員、下沢育男君。

○監査委員（下沢育男君） はい、下沢育男です。〔監査委員登壇〕

おはようございます。議長のお許しがありましたので、境栄治代表監査委員と実施いたしました令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計の決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査並びに階上町下水道事業会計の決算及び資金不足比率の審査につきまして、その概要をご説明申し上げます。

決算審査にあたりましては、地方自治法の諸規定により、町長から提出されました決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、財務諸表等と証書類との突合を行ったほか、定期監査や例月出納検査の結果なども参考として実施いたしました。

その結果、各会計とも決算書類等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は正確であり、予算の執行状況等につきましても、適正に行われているものと認められました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、提出されましたその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、各会計とも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査の意見の詳細につきましては、お手元に配付しております意見書のとおりであります。物価高騰などが依然として続く状況が予見される中で、人口減少や少子高齢化などの進展による多様化・複雑化する課題を解決していくため、町が行う施策事業については、町民のニーズや社会情勢を的確に捉えながら立案・実行していくとともに、その評価を行い、適切に進捗管理を行っていくことが重要であります。最小の経費で最大の効果を上げるためにも、日々の行政運営、財政運営の検証・見直しを繰り返すとともに、若者や女性も含め、地域の多様な関係者を巻き込むという考えも取り入れ、町民・議会・行政が一つとなり、地域を支え合い、共に地域サービスを支え合う協働のまちを作り上げていくことに期待いたします。

また、下水道事業にあっては、令和 6 年度に見直しを行った階上町下水道事業経営戦略に基づき、一層の経営の健全化、効率化を進め、将来にわたり安定的な下水道サービスの提供に努めるよう望みます。

以上をもちまして、決算等に係る審査の概要説明とさせていただきます。令和 7 年 9 月 12 日、代表監査委員、境栄治、監査委員、下沢育男。以上、報告をいたします。〔監査委員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 以上で監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

始めに、認定第 1 号、令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定について質疑を行います。

4 番、熊谷道雄君の質問を許します。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

4 番、熊谷道雄です。私のほうから 4 点ほど質問させていただきます。

まず 1 点目、決算書の 2 款 2 項 1 目の 18 の決算書 65 ページです。

定額減税調整給付金 1 億飛んで 583 万円について、給付金の支給状況についてお聞きしたいと思います。

2 点目、決算書の 97 ページで、4 款 1 項 2 目の 12 で、これはすこやか健康課の管轄です。予防接種委託料 5,496 万 6,220 円でございます。これの詳細は説明書のほうにあったんで、よろしいかと思えますけれども、ここ 3 年程度の推移をどういうふうな感じで数字が変化しているのかお聞きしたいと思います。

3 点目、決算書の 111 ページ、6 款 1 項 15 目の 12 番目、これは建設課の担当でございます。農道調査委託料 880 万円について、事業の細かいところを少しご説明いただければと思います。

4 点目です。決算書の 143 ページ、10 款 1 項 3 目の 13 番。これ教育課の管轄ですね。校務支援システム使用料 1,574 万 3,200 円という金額ついてございます。システムそのものの、どういう具体的な内容なのか。あとお金の流れ、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、4 点でございます。〔熊谷議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。私からは、定額減税調整給付金の支給状況についてお答えいたします。

こちらは、定額減税において減税しきれないと見込まれる納税義務者に、その差額を定額減税調整給付金として給付したものでございます。

給付方法といたしまして、対象と見込まれる方に通知をし、マイナンバーカードと公金受け取り口座を紐付けている方々には、直接当該口座に振り込みを行うプッシュ型にて給付をし、紐付けをされていない方々には確認書を郵送か電子で提出いただき、審査後、給付決定を行ったものでございます。

給付実績といたしましては、給付対象者は 2,646 名、給付対象額は 1 億 633 万円、給付者数は 2,620 名、給付額は 1 億 583 万円となり、申請率は 99.02%でございます。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

私からは、2点目の予防接種委託料についてお答えいたします。

過去3年間の推移でございますが、令和5年度で終了いたしました国の特例臨時接種である新型コロナワクチン接種は含めず、予防接種法に基づく定期予防接種と同法に基づかない任意予防接種の委託料の推移についてご説明いたします。

令和4年度は、子宮頸がんワクチンの経過措置による対象者拡大に伴い、接種件数は5,362件、委託料は3,106万2千円となりました。令和5年度は、接種件数が5,152件とやや減少しましたが、五種混合ワクチン、子宮頸がんワクチン9価の追加により単価が上がり、委託料はほぼ横ばいの3,110万円でございます。令和6年度は、新型コロナワクチンが定期接種に移行したことに伴い、接種件数が6,389件に増え、委託料も前年度比2,386万6千円増の5,496万6千円となっております。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私からは、3点目の農道調査委託料の事業詳細についてお答えいたします。

今年度より、農道として整備した平内地区の町道の舗装補修について県営事業により事業を実施することとしております。そのため、事業実施に必要な経済効果算定や路面簡易診断、舗装の厚さを決定するためのCBR試験、交通量調査等を町で行ったものでございます。

本路線は供用開始から20年以上が経過し、路面の劣化やクラックが多く見られ、舗装打ち換え等の舗装補修が必要な状況でございます。町としましては、事業費の25%を負担することにより、県において今年度以降、設計や工事を順次進めていく予定としております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。私からは、4点目の校務支援システム使用料の内容等についてお答えいたします。

校務支援システムとは、児童生徒の出欠管理や成績管理などの学校運営に関する業務をデータ化・一元化し教員間で情報共有を図ること、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することなどが可能となり、教員の業務負担の軽減と児童生徒の学習状況等を可視化することでデータに基づいた指導を行うことができるものとなります。

町では、令和6年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、公務用パソコンを更新するとともに、町内小中学校に校務用支援システムを導入し、全教職員が同システムを使用しており、校務支援システム使用料1,574万3,200円につきましては、同交付金申請に係る計画期間が3年間となっていることから、導入年度である令和6年度～8年度までの3年間を一括で契約したものととなります。

また、校務支援システムを導入することで、現在、県教育委員会と歩調を合わせて進めております学校における働き方改革にも寄与するものと考えております。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○4番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4番、熊谷道雄君。

○4番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。一つだけ再質問させていただきます。

1点目の税務課の定額減税調整給付金についてですけれども、給付方法が複数あったようだけれども、各給付方法について、それぞれの件数と割合をお知らせ願います。〔熊谷議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、熊谷議員の再質問にお答えいたします。

給付方法ごとの件数と割合でございますが、プッシュ型による給付が 1,385 件、全体の割合は 52.86%。確認書の電子申請による給付が 143 件、全体での割合は 5.46%。確認書の紙での申請による給付は 1,092 件で、全体の割合の 41.68%でございます。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

ありがとうございます。これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 4 番、熊谷道雄君の質問を終わります。

次に 1 番、土橋美加佐君の質問を許します。

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

1 番、土橋美加佐です。令和 6 年度主要施策成果説明書から質問いたします。

17 ページですけれども、3 款 3 項 2 目、児童福祉費。0～2 歳児の保育料無償化事業、3 歳～5 歳児の給食費助成事業についてお伺いします。

0～2 歳児の保育料無償化事業の決算額は、1,372 万 1 千円、3～5 歳児の給食費助成事業の決算額は 471 万 3 千円となっております。昨年 10 月から開始された事業でございますが、半年間の実績、無償化したことにより入所児童数が増えたのかどうか、給食費の助成金額について。それと、今後もこの事業は継続していくのかお伺いいたします。

もう一点です。同じく主要施策成果説明書 48 ページ、6 款 1 項 4 目、農業次世代人材投資資金および経営発展事業費補助金について。49 ページの 6 款 1 項 7 目、中山間地域等直接支払交付金についてお伺いします。

まず、農業次世代人材投資資金および経営発展事業費補助金についてですが、昨年度は 3 名の就農者がいましたが、今後も希望が望めそうですか。

2点目、用地は確保できている状況か現状を確認します。

中山間地域等直接支払交付金については、事業についての詳しい概要の説明をお願いします。

また、他地区からの新規要望はあるかお伺いします。〔土橋議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。私からは、保育料無償化事業と給食費助成事業についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、本町では令和6年10月から保護者の経済的負担を軽減するため、2つの事業を開始しております。

まず、0～2歳児の保育料無償化事業の実績でございますが、対象となった児童は町内4施設、82人。町外27施設、28人。合わせて110人で、延べ支給数は594人となっております。また、令和6年10月からの半年間で新規入所した0～2歳児は31人。無償化前の令和6年3月と令和7年3月を比較しますと、入所児童は12人増え、9.3%の伸び率となっております。

次に3～5歳児の給食費助成事業の実績でございますが、対象となった児童は町内4施設、201人。町外26施設、44人。合わせて245人で、延べ支給数は1,441人となっております。

令和6年度の助成額は、主食費と副食費を合わせて、国の公定価格に準じ、月額4,800円を上限としております。保育施設等での給食費は各施設で決定しているため、月額4,800円を超える施設につきましては、不足分を保護者にご負担いただいております。

2つの事業は、令和7年度も継続して実施しており、今後も県の事業である青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、荒道真一君。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、私からは、土橋議員の農業次世代人材投資資金および経営発展事業費補助金と中山間地域等直接支払交付金の2点についてお答えいたします。

まず1点目の、農業次世代人材投資資金および経営発展事業費補助金についてです。今後の就農者についてですが、令和元年度～5年度の間には4名の方が町内で新規就農し、全ての方が農業次世代投資資金を活用しております。令和6年度は、そのうち3名が同資金の交付を受けております。

新規就農については、定期的な相談はいただくものの、農地や機械の確保、販路、栽培技術の習得等、就農までの課題も多い現状にあります。そのため、引き続き新規就農者確保のため、同交付金や経営発展支援事業の活用を促進していくとともに、三八農林水産事務所や八戸農業協同組合を始めとした関係機関と一体となった農業支援により、新規就農者の確保に進めていきたいと思っております。

続いて、用地の確保についてお答えします。本町では、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域計画を昨年度策定したところであり、同計画内では、約286haが、規模縮小などの意向がある農地であり、また、70歳以上の農業者の農地面積のうち約171haが後継者不在の農地となっております。

本町では、同計画による農地所有者の意向等も踏まえながら、農地中間管理事業を活用し、新たに町内で新規就農を希望する方や、担い手に対する用地確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の中山間地域等直接支払交付金についての質問にお答えします。事業の概要についてですが、中山間地域等直接支払交付金とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持管理していくための協定を集落単位で締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に面積に応じて交付金を交付する制度です。

本制度は、平成12年度から1期5年で実施されており、令和7年度からは第6期対策が開始しております。本町では、平成13年度からこの制度を活用し、多いときで29集落が同交付金を活用していましたが、近年は構成員の高齢化や減少により継続が困難となり、活動を断念する集落も多く、今年度から始まる第6期対策では、現時点で5集落となっております。

続きまして、他地域からの新規要望については、先ほどお話したとおり、現在、第6期対策については、第5期対策から継続の5集落が活用希望しており、新規要望はございません。

県補助の拡大の可能性については、この交付金は国の事業を活用したものとなります。令和7年度より第6期対策がスタートしましたが、現在のところ基本的な取り組みに関する変更はございません。

以上となります。〔産業振興課長着席〕

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

ご答弁ありがとうございます。

質問ではないんですけども、0～2 歳児の保育料無償化事業、3～5 歳児の給食費助成事業については、保護者の方々から大変素晴らしいと喜びの声が聞こえておりますので、今後も継続していただければと思っております。

それと、農業次世代人材投資資金のほうですけども、171ha の農地を今後どのようにしていくか、結構課題が残っています。地区の方、行政の方とお話を持っていただければと思っております。

以上で質問を終わります。〔土橋議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 1 番、土橋美加佐君の質問を終わります。

5 番、小坂正年君の質問を許します。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。私からは 3 点ほどの質問をさせていただきます。

決算書の 36 ページ、18 款 1 項 1 目、寄附金についてですが、令和 5 年度よりも、225 万程度増額となっていると思っておりますが、その理由を確認したいと思います。

返礼品の種類や内容と今後の取り組み予定について確認をさせていただきたいと思っております。

2 点目、決算書の 60 ページですけども、2 款 1 項 6 目、防犯灯修繕費等補助金。この補助金の詳細と今後の予定を確認したいと思います。

3 点目に、決算書の 136 ページ、9 款 1 項 4 目、防災無線拡声子局移設工事。移設工事の概要を確認させていただきたいと思っております。

以上 3 点、よろしく願いをいたします。〔小坂議員着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。私からは、寄附金についてお答えします。

まず、増額の主な理由については、ふるさと納税によるものでございます。令和5年度におきましては、寄附件数が803件、寄附金額は1,115万6千円でありました。令和6年度は923件、1,316万7千円となり、件数で120件、金額で201万1千円の増加となっております。

増加の要因としましては、ポータルサイトを従来の2社から5社に拡大し、多くの方に本町を知っていただく機会が増えたことが大きな要因であると考えております。

返礼品につきましては、町内事業者のご支援をいただき、いちご煮缶詰や階上ラム焼肉セット、キューピーあえるパスタソースなど現在35品目を掲載し、特産品のPRに努めております。

今後も町内事業者と連携し、体制を整えながら、返礼品の充実に向けてまいりたいと思います。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○町民生活課長（上厚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町民生活課長、上厚子君。

○町民生活課長（上厚子君） はい。〔町民生活課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。私からは、防犯灯修繕費等補助金についての件にお答えいたします。

補助金の詳細についてでございますが、令和6年度の予算では約50基の修繕にかかる補助金100万円を見込んでおりましたが、実績といたしましては、10の町内会等より18か所の修繕に対する申請がございました。修繕の内訳としましては、LEDの不点灯によるLED本体の交換が9基で14万9,160円。その他付属する機器やケーブルの修繕が9基で4万4,440円の修繕を行っております。

今後の予定についてでございますが、防犯灯のLED化は、平成23年度から開始してから6年後の平成29年度に完了し、現在、町内には2,264基の防犯灯が設置

されております。LED の耐用年数が約 15 年であることを考慮しますと、今後も継続的に修繕が発生していくものと思われますので、区長さん方と相談をしながら、事業を継続してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。〔町民生活課長着席〕

○総務課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、西山圭一君。

○総務課長（西山圭一君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

防災無線拡声子局移設工事は、県が実施する県道名川・階上線の歩道設置工事にあたり、既存の子局が工事場所の法面に設置されていたことから、工事の支障となったため、移設したものです。工事の場所は赤保内、茨島バス停付近でした。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

これは質問ではないんですけども、防犯灯に関してですけども、LED 取り付けした時期がほとんど同じぐらいの時期ということになると、壊れるのも多分同じぐらいの時期に壊れてくるということが懸念されます。その辺を見越して、一応予算配分をしておいていただければ、各区長さん方も助かると思いますんで、その辺をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 5 番、小坂正年君の質問を終わります。

次に 2 番、渡部高明君の質問を許します。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

2番、渡部高明です。それでは、私から2点ほど質問いたします。

主要施策成果説明書3ページの8款2項1目にある耳ケ吠・寺下線ほか、舗装補修事業についてです。この舗装補修事業というのは、住民の暮らしに密着し、できるだけ早く行うべきものと思われませんが、これを翌年度に繰り越した理由をお伺いいたします。

次に2点目ですが、同じく主要施策成果説明書29ページ、2款7項3目にある公共交通対策費についてであります。

1つ目の、まずコミュニティバス、スクールバス運行委託料について。令和9年度より87万円程度増額となっておりますが、その理由と利用者数の動向と今後の取り組みを確認したいと思います。

もう一点、地方バス路線維持対策費補助金についてですが、令和5年度よりも56万円ほど減額となっておりますが、その理由と利用者の動向と今後の取り組みを確認したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。〔渡部議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。私からは1点目の耳ケ吠・寺下線ほか舗装補修事業の繰り越しの件につきましてお答えいたします。

本事業は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、老朽化した舗装の補修を進めているものになります。令和6年度におきましては、国の補正予算を活用しまして事業の進捗を図るため、本町では令和7年3月に予算化し、繰越明許費により実施しているところでございます。

本繰越事業において予定しております2路線のうち、1路線につきましては、既に工事が完了しており、残る1路線につきましても、年度内完成を目指して進めているところでございます。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

私からは、コミュニティバス、スクールバス運行委託料と地方バス路線維持対策費補助金についてお答えします。

まず、運行委託料につきましては、令和 9 年度ではなくて令和 5 年度の増額ということでお答えします。令和 5 年度より 87 万 4 千円の増額となっております。主な理由は、燃料費の上昇と賃上げに伴う人件費の増加によるものでございます。

利用者数につきましては、金山沢線と田代線がスクールバスを兼ねており、小中学生の利用が大きく影響いたしますが、全体では前年度と比べて、139 人の減少となっております。

今後は路線バスや JR 八戸線との接続を考慮しながら、町民にとって使いやすい公共交通を目指してまいります。

また、デマンド交通につきましては、先進地の事例や国の動向を考慮しながら調査研究してまいりたいと思います。

次に、地方バス路線維持対策費補助金についてでございますが、令和 6 年度は地域間幹線の 3 系統と町単独の 2 系統、合わせて 5 系統に補助を行っております。このうちハートフルプラザ線が階上循環線へ統合されたことから、補助金は前年度より 55 万 8 千円減少いたしました。

利用者数につきましては、階上循環線では減少しましたが、その他の系統ではわずかに増加しております。

今後も、町民の生活に欠かせない公共交通を維持し、利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。この道路の舗装および公共交通というのは、当階上町の住民にとっては非常に大事な生活のものと考えます。こうした生活環境の整備を積極的に進めることをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 2 番、渡部高明君の質問を終わります。

次に 7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

令和 6 年度決算主要施策成果説明書をお願いします。2 款 2 項 2 目、26 ページとなります。階上町の財務規則第 131 条で、随意契約できる場合の限度額を定めています。

工事または製造の請負は 200 万円、財産の買入れ 150 万円、物件の借入れ 80 万円、財産の売払い 50 万円、物件の貸付け 30 万円、前各号に掲げる以外のもの 100 万円です。1,155 万円の高額を随意契約する理由を伺います。

同じく、財務規則第 132 条では「10 万円を超える契約をする場合、2 人以上からの見積もりを徴しなければならない」と規定しています。1 社だけの見積もりで 1,155 万円の契約を行った理由を伺います。

この土地評価委託料の過去 10 年間以上の契約方法を見ていますと、指名競争入札と随意契約を行っています。ずっと 10 年間以上 1 社が契約しているようです。この指名競争入札と随意契約の金額の大小で決めているようではないです。この指名競争入札と随意契約をどのような区別で行っているのか伺います。

そして 4 点目ですけども、この事業の成果の内容を見ますと、これ合計 309 件になるんですけども、土地評価だとか地番現況図修正だとか、この業務内容で契約したということでしょうか。

次に、2 款 2 項 2 目、27 ページをお願いします。国は公示価格を不動産鑑定する場合には、公平性の担保として 2 社以上に不動産鑑定依頼を行います。それに倣い、県が調査価格を公表し、市町村が標準宅地の適正な地価を求めます。階上町の場合は 76 地点を定めています。これらは全て国、県に倣い修正するものですから、その評価は適切であると考えています。

過去 10 年の税務課の時点修正用不動産鑑定評価委託料 13 件、全て 100%この会社と契約しています。契約している理由を伺います。

2 点目ですけども、地価の価格というものは、いろいろな個人個人の事情、現金が欲しいだとか、そういった要因で取り引きされます。そういったことを標準的な価格ということで、公示価格というものを国が定めて公示価格を公表しております。この公示価格および県の調査価格に倣い、先ほど申し上げたように当町も 76 地点を評価しております。そして、町民の固定資産税徴収の基礎としております。

しかし、この会社は、旧大蛇・小舟渡小学校の土地の評価額を自ら算定した固定資産税徴収額の価格の4分の1、3分の1で評価しました。目的によって土地の価格を自由に評価替えする会社と受け取られても致し方ないと思っております。10年以上契約しているこの会社、また、今言った理由で今後もこの会社と契約を継続していくのか。見解を伺います。

次に、2款7項5目、30ページをお願いします。この固定資産税を免除した額は、全て旧大蛇小学校を無償譲渡した会社に支払うものなのか。そのほかの会社もあるのか。そこを確認しておきたいと思えます。

次、6款2項5目、51ページをお願いします。この事業の内容、成果等は、公益的機能を高度に発揮させる必要がある森林において作業路、簡易作業路を開設し、集団的かつ効率的に間伐を実施する広域保全森林整備事業に要する費用の一部に対し、組合へ補助金を交付しました、とあります。内容を伺ったところ、34件、37haを組合が実施したとのことです。また、この計画はその会社が作成し実施、その一部に対する補助金のようなのです。

令和7年度は倍近い金額の予算計上です。ここで立ち止まって補助金の支出を確認しておく必要があると思えます。この事業は、森林および森林環境に関する業務を旨とする補助金を交付するもの、その経緯および補助金交付の必要性、妥当性を伺います。

また、その補助金の算出根拠および妥当性も合わせてお願いします。

この事業に関する補助金や委員会会議、交付以外に町はどのようなことに関与しているのか伺います。

同様に、三戸郡または八戸市を含めまして、同様の補助金をどれくらい支出しているのか。周辺市町村の動向も合わせてお願いします。

以上で、一般会計の決算書についての質問を終わります。よろしくお願いします。

〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは、土地評価委託料および不動産鑑定評価委託料についてお答えいたします。

始めに、土地評価委託料につきまして1,155万円の高額を随意契約した理由でございますけれども、こちらは3年に一度の評価替えに向けて行う委託業務が含まれ

ており、3年が一体となる業務でございますので、例年、1年目に一般競争入札を行い業者を決定し、2年目、3年目は当該業者と随意契約を交わして、固定資産評価業務を実施してきたところでございます。

令和6年度に関しましては、令和9年度評価替えに向けた1年目の年でございますが、例年の業務のほか、固定資産管理システムのクラウド方式への移行業務がございました。このクラウド方式への移行業務が随意契約を締結した大きな理由の一つでございます。選定業者以外の者に委託した場合、新たに多大なコストの追加や稼働までに時間を要することが想定されるため、コスト削減や効率性、安全性を重視し、随意契約を締結したものでございます。

2点目の1社だけの見積もりで契約を行った理由ですが、地方自治法施行令第167条の2では、地方自治体が随意契約を締結できる条件を定めており、また、階上町財務規則においても「特別な理由がある場合は1人から見積もりを徴することができる」とされているため、1社からの見積もりを徴収し、契約を行ったものでございます。

3点目の土地評価委託業務に係る一般競争入札と随意契約の区別ですが、先ほど申し上げたとおり、評価替えに向け、1年目が一般競争入札、2年目、3年目は随意契約としていたものです。

4点目の地番現況図加除修正等業務についてでございますが、議員お示しの件数は、法務局から登記済み通知により加除修正とされた件数となります。具体的には様々な要因がありますけれども、例えば土地の分合筆、家屋の新築や滅失、地目変更等が行われた場合、法務局から町に来る通知により加除修正を行い、画地認定図の作成や評価を行っているものでございます。こちらは令和7年度の固定資産税賦課に向けた業務であり、ほかに令和9年度の評価替えに向けた業務およびシステムクラウド化業務を含めた契約となり、決算額が1,155万円となっているものでございます。

次に、不動産鑑定における時点修正用不動産鑑定評価委託について過去10年間同じ会社と契約している理由と今後の契約についてでございますが、時点修正用不動産鑑定評価につきましては、地方自治法施行令および階上町財務規則の規定に基づき3社から見積もり徴収を行い、その中で最低価格を見積もった業者と契約を締結しているものです。今後におきましても、法令規則の規定に基づいた業者選定と契約の締結を実施してまいります。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○総合政策課長（平戸真澄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、平戸真澄君。

○総合政策課長（平戸真澄君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私からは、企業誘致奨励金についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、ほかの会社は対象となっておらず、旧大蛇小学校を無償譲渡いたしました会社のみでございます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、荒道真一君。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、私からは、公益保全林整備事業の内容についてご質問にお答えいたします。

1 点目のこの事業の経緯および補助金交付の必要性、正当性についてのご質問にお答えいたします。この事業の経緯についてですが、戦後、森林復旧施策の一環として、昭和 21 年度に造林事業が公共事業として位置付けられたことを契機に、森林整備に関する各種制度が構築されてまいりました。その後も、制度の目的や補助の内容の見直しが行われてきたところです。平成 23 年度からは、森林環境保全整備事業として、国、県による補助が実施されております。

本町では、森林所有者の負担軽減を図るため、平成 16 年度から公益保全林整備事業として、国、県の補助対象外となる自己負担分の一部に対して町独自の補助を開始しております。

次に、補助金交付の必要性、正当性について申し上げます。本事業は、国の補助率が 51%、県が 17%で、合計 68%が補助対象となっておりますが、残りの 32%は森林所有者等の自己負担になります。特に森林施業に掛かる費用は高額であり、この自己負担分が実施の大きな障害となっております。

そこで、本町では、森林所有者や事業者の負担を軽減し、森林整備が円滑に進むよう、自己負担分の一部に対して町の補助を実施しております。この取り組みは、森林の公益的機能の維持向上や地域の防災対策に資するものであり、地域林業の振興にもつながる重要な施策として、町民の安全安心な暮らしを支える基盤整備として位置付けております。

続きまして、2 点目の補助金の算出根拠および妥当性についてお答えいたします。町の算出については、青森県の民有林野造林補助規則および民有林野造林補助金交

付要綱、実施要領に基づき、町内の森林において森林環境保全整備事業を実施した事業者に対し、町の補助を行っております。

補助については、国が51%、県が17%を負担し、森林所有者等が負担する32%のうち、町が7%を補助することで、森林所有者の実質負担を25%とする仕組みとなっております。

また、郡内における補助率ですが、五戸町20%、田子町30%、新郷村20%と比較しても妥当であると認識しております。

3点目の、この事業に対する補助金、委員会会議、交付以外の町の関与内容についてお答えいたします。

本町では、申請書および実績報告書の審査を行うとともに、昨年度は赤保内字山館前の人工造林等の現地確認を実施し、施業の適正な実施を確認しております。

4点目の、管内においても同様な補助金を交付しているか。また、その額についてというご質問に対しては、管内の市町村においても同様な補助金を交付しており、各市町村から確認したところ、令和6年度の補助額は八戸市が約337万円、五戸町が約899万円、田子町が約816万円、南部町が453万円、新郷村が353万円となっております。

以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7番、大下修です。答弁ありがとうございます。

まず1点目の件ですけれども、3年に一度のということですが、3年に一度であれば、やっぱり給食センターと同様な契約をすることが、一般的かと思っておりますので、その辺は、給食センターは確か三年か五年の契約になっていたかと思っておりますけれども、業者が、もう3年で同じ業者でやるのであれば何回も見積もり取ったり契約書を交わしたりするよりは、そういったように業務改善したほうがよろしいかと思っております。

ただ、不動産鑑定もそうなんですけれども、同じ会社がずっとやっていると、報告書にしても何にしてもルーティンで、こことここだけが違うからと、こういう感じで良いというふうな感じで、業務のほうがコンサルだと、なってしまう。だからコストがどんどん安くなっていくんです。本来であれば。それでも物価高騰だとか人件費だとかいうことで、上がるかもしれませんが、そういうことと、同じ

会社がずっと10年以上も契約しているということは、新しい視点が入ってこないと私は思うんです。どうもマンネリ化していった、そういう新しい視点だとか新しい考え方だとか切磋琢磨できるような環境が。今言われているのは、地方自治体がコンサルに食われているという記事を読んだことがあるんですけども、コンサル会社が民間の、いろんな地方公共団体のお金を、いろんな自分達の技術だとか能力でコンサル業務を結んで、どんどんどんどん予算を食っているというのが、地方自治体の大きな社会問題にもなっていますので、その辺も考慮して取り組んでいただければと思います。

たまたま昨日2階の通路を通ったら、この不動産鑑定、業者が変わってました。入札結果を見ましたけれども、今まで10年間やってた会社でない会社が確かやってましたんで、やってくれた、良かったと思って、その件に関しては、今、答弁にあるかと思いましたが、やりましたんで、ありがとうございます。やっぱり新しい視点を入れていったほうが良いかと思えます。

それと森林のほうですけども、丁寧な説明をしていただいて、森林振興費ですね。とても丁寧な説明をしていただいてよく理解できました。令和4年に確か100万円以下の額がどんどんどんどん上がって、令和7年は確か1千万円には届いてないと思ったけれども、そういうふうに増えていっているんで、ここは注意してよく見ておこうと思っていたところでした。それについて丁寧な説明をしていただいてよく理解できましたので、本当にありがとうございます。

ただ、町の関与の仕方ということで、ある業者に全て、ほとんどが任されているように見受けられました。そこで町の関与を伺ったんですけども、私はその業者が決定した方々だけではなくて、森林を保有している階上町内の方々に広く恩恵があるように、町は何らかの関与が必要ではないのかと思います。そういう形で関与をしていただいて、公平に平等に、そういう恩恵にあずかれるチャンスを町民の方々に与えていただいて、事業のほうを進めていただきたいと思います。

どういうふうを選定してるのかは分かりません。戦後、植林を国からの薦めで皆さんずっと。今これから、あと10年、20年、森林を切る時期にきております。そうすると、古いほうから選定しているのかどうなのか、全然分からないんですけども、階上町はとてつもない森林の数ですので、この辺をどう公平性を担保にしながら平等にということは、役場に求められていると思いますので、その辺を考慮してこの事業を進めていただけたらと思います。

質問ではございませんので、以上です。よろしくお願いいたします。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

大下議員の貴重なご意見ありがとうございました。

先ほどの私の答弁の中で、指名競争入札と言うべきところを一般競争入札と複数回申し上げてしまいました。こちらで訂正させていただきます。

ご意見を頂戴いたしまして、まず、次期評価替えに向けた 1 年目の契約等につきましては、実情を踏まえまして、指名競争入札も含め検討してまいりたいと思います。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 7 番、大下議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わらせていただきまして、これより認定第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。認定第 1 号 令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算の認定について、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、令和 6 年度階上町一般会計及び各特別会計決算は、これを認定することに決定いたしました。

次に、認定第 2 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。よろしく申し上げます。

令和 6 年度階上町下水道事業会計審査意見書の 2 ページをお願いします。一番上段です。

ここに処理区内人口が令和 5 年から 44 人減少とあります。その要因と要因比率を伺います。

また、今後の区域内人口の増減および受益者負担金など、下水道収入の捉え方と動向を伺います。

次に、下水道事業の受益者負担の原則で立ち行かないのが下水道事業です。今までも一般会計から繰り入れして運営してきました。6 年度の一般会計からの下水道事業への繰入補助額の総額を伺います。

3 点目ですけども、管きょ工事などの工事関係は国からの補助をいただいております。内示率が減少傾向である、階上町が求める、これぐらいやりますのでこれぐらいくださいと言っても、70%、50%というふうに国が支出を渋っているというか、そういう状況であるようです。

この現象に伴う財源確保は、今までどおりの起債や、一般会計からの補助とするのか。財源確保の方法を伺います。

以上、3 点をよろしく申し上げます。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず、処理区域内人口が 44 人減少した要因と要因比率についてでございますが、このことに関しての調査は実施しておりませんが、町全体の人口動態から見ますと、転出や死亡による人口減少が主な要因であるものと考えております。

また、昨年度の本町全体の転出者数が 411 人、死亡者数が 210 人であることから、処理区域内におきましても、概ね同様の比率で減少しているものと推察しております。

次に、区域内人口および下水道収入の今後の見込みについてでございますが、まず、公共下水道事業の処理区域内人口は、昨年度より 19 人減少しているものの、過去 5 年間で見ますと、環境整備の推進による処理区域の拡大により 114 人増加しております。

また、水洗化人口につきましても、昨年度は 46 人増加し、過去 5 年間ににおいても 295 人増加しており、昨年度における処理区域内の人口は減少しているものの、整備の進捗に伴う処理区域の拡大により、水洗化人口は着実に増加し、人口減少下においても、接続率、水洗化率は向上しております。

一方、漁業集落排水事業につきましては、処理区域内人口は昨年度 25 人、過去 5 年間では 85 人減少し、水洗化人口においても、過去 5 年間で 56 人減少と人口減少が顕著な状況となっております。

将来予測につきましては、昨年度に改定しました階上町下水道事業経営戦略では、公共下水道事業は現在整備中の認可区域整備後の令和 10 年度をピークに減少に転じる見込みとなっております。

漁業集落排水事業につきましては、10 年間で年間 12 人、合計 120 人程度の減少が見込まれております。

これらのことから、下水道事業における有収水量は減少し、これに伴い使用料などの下水道収入も減少していくものと考えております。

次に、令和 6 年度の一般会計から下水道事業会計へ繰り入れした町補助金の総額についてでございますが、下水道事業運営費用の不足分として総額約 3 億 5,900 万円を補助金として繰り入れ、経営の安定化を図っているところでございます。

最後に、国の補助金の内示率減少に伴う財源確保の方法についてでございますが、管きょ整備につきましては、議員ご指摘のとおり、国の補助金が減少傾向にあるものと認識しております。これまでも下水道整備につきましては、国の補助金を有効に活用しながら、国の補助金に合わせた事業の推進を図ってまいりました。

今後につきましても、これまで同様、補助金を最大限活用した整備を基本とし、現認可区域の整備完了を目指しております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。全体の人口が減少している中で、加入率、加入者を上げていただいているということは、担当する部署が鋭意努力している表れかなあと思います。

しかし、この下水道事業というのは、下水道事業に対しては安定的にということになるんですけども、町民全体の一般会計からは三億数千万円を移行しているということで、大変、一般町民にとってはその恩恵を受けることができないのかと思っております。

それとともに、埼玉などで事故が起こっているように、上下水道は徐々に老朽化し、事故の起こる前にいろんな対策を立てられて頑張っておられると思いますが、

維持するため、また、そういったものを維持するだけ、損傷があったところ、今まで敷き詰めてきた過程がもう廃案になって、どんどんどんどん、漁集なんかは特にそうです。人がいなくなると。でも、そこには管が埋められていると、こういうのもきちんと整備していかななくてはならないということで、お金がどんどん、いくらあっても足りないのかというふうに思います。

私の考えはもう十分に述べていますので、下水道事業のその辺のを見て、また受益者に下水道料金を上げるというのはまた新たな負担なんで、それもいかなものかと思えますんで、現状のまま受益者の方々に恩恵が維持されてということが一番で、今後は維持のほうにお金を費やすだけでいっぱいじゃないのかと思えます。

そういった総合戦略、いつも出されて、失礼な言い方ですけども、いつも変更されるんで、あまり変更されないようなきちんとした下水道戦略の計画を立てて今後も進めてもらいたいと思います。

一点ですけども、今後も三億数千万の一般会計からの支出を継続するのか。このお金がなければ下水道事業の3億の予算がないわけです。では、どうするんですかということです。ずっと三億五、六千万を継続していくんですかと。どういうふうにするんですかと。それとも工事の規模を小さくしていくんですかと。例えば工事の規模を少なくしていったって一般会計からの繰り入れは2億ぐらいに抑えますとか、1億ぐらいに抑えますとか。その辺、今後どういうふうにするのか。具体的な数字はありませんけれどもイメージできる回答をお願いします。

以上です。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、大下議員の再質問にお答えいたします。

令和6年度の補助金につきましては約3億5,900万円となったところですけども、令和7年度の予算につきましては、2億3,200万円と。当初の6年度に関しましては、下水道事業会計に移行したところもありまして、事業の運転資金も必要ということで、施設の維持管理に不足する分プラス運転資金というところが必要になりまして、通常よりも一億二、三千万多く支出が出ているところでした。

今後、令和7年度ベースで不足分が出てくるものと思っておりますので、令和7年度2億3,200万円という金額が必要になってくるものと思っております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

ありがとうございます。是非、長期スパンを考えて事業のほうの推進と受益者の方々の新たな負担がないような形で Win-Win の関係というんですか。大変ですけども町民と受益者の方々を考慮しながら、事業のほうを進めていただければと思います。

以上で質問は終わります。ありがとうございます。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） はい。以上で大下修君の質問を終わります。

これをもって質疑を終了させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号 令和6年度階上町下水道事業会計の決算の認定について、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、令和6年度階上町下水道事業会計決算は、これを認定することに決定いたしました。

◎報告第1号、2号一括議題、質疑

○議長（長根岩夫君） この際、日程第3、報告第1号 令和6年度健全化判断比率の報告についての件および日程第4、報告第2号 令和6年度資金不足比率の報告についての件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告第 1 号の件および報告第 2 号の件を終了いたします。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 6、議案第 2 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 7、議案第 3 号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 3 号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 8、議案第 4 号 令和 7 年度階上町一般会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

6 番、下沢育男君の質問を許します。

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、下沢育男君。

○6番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

6番、下沢育男です。私のほうからは2点ほどお願いいたします。

1点目は、7年度一般会計補正予算説明書で質問いたします。6ページ、3款1項4目、ハートフルプラザ・はしかみ指定管理委託料について。123万4千円の増額となっておりますが、内容等についてお伺いいたしたいと思います。

もう一点は、同じく予算説明書10ページ。こちらは款項目がありませんが、債務負担行為での支出予定額等に関する調書の表で、10ページ目、南郷そば振興センター共同利用負担金についてですけれども、これにつきましては、現在の階上町の負担金割合、利用率等々、利用者の人数、作付面積等についてお伺いいたしたいと思います。

簡潔でよろしいですので、ご答弁をお願いいたします。〔下沢議員着席〕

○介護福祉課長（濱浦孝子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、濱浦孝子君。

○介護福祉課長（濱浦孝子君） はい。〔介護福祉課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。私からは、ハートフルプラザはしかみ指定管理料、追加委託料の内容についてお答えいたします。

こちらは全額、電気料不足分でございます。積算根拠といたしましては、第4期指定管理料、電気分255万2千円と、令和6年度電気料実績382万1,027円との差額126万9,027円から収入された自動販売機電気料3万4,606円を差し引き、123万4千円としたものでございます。

以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、荒道真一君。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、下沢議員の南郷そば振興センター共同利用負担金についてのご質問にお答えいたします。

この負担金は、そばの荷受量に基づいて八戸市と分担しており、本町の負担割合は41.91%となっております。

利用率も同じ割合となっております。

また、令和6年度における本町、南郷そば振興センターの利用者数は、4名および1法人となっております。

最後に、令和6年度における本町内におけるそば作付面積は79haとなっております。

以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、下沢育男君。

○6番（下沢育男君） はい。〔下沢議員起立〕

6番、下沢育男です。ご回答ありがとうございました。

まず、指定管理料金のほうは、全て電気料金の増額ということですが、原因は猛暑等によるエアコン等の消費によるものだと思います。追加補正後で約2千万円の委託料金になります。今後とも、気候変動等でより一層増加が見込まれるのではないかと思います。

また、ハートフルプラザ・はしかみの管理は社会福祉協議会が行っております。多岐にわたり町の福祉事業を担っていただいておりますので、今後とも、委託料のほうの予算計上を続けてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

南郷そばセンター共同利用負担金のほうの件ですけれども、質問ではございません。意見であります。表を見ますと以降の支出予定額は、また4年間で831万6千円となっておりますが、今後また延長等があれば、高額な負担金が発生します。この金額を考えれば、自前のそばの乾燥機、選別機、これと建物がある場合に限りますけれども、設置も考えられるのではとされます。

今後、関係者、階上町内のそば生産組合等々、協議して進めることも必要だと思いますので、ご検討のほうもよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。〔下沢議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で6番、下沢育男君の質問を終わります。

次に8番、小松雅彦君の質問を許します。

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。

○8 番（小松雅彦君） はい。〔小松議員起立〕

8 番、小松雅彦です。それでは、質問させていただきます。

7 年度一般会計補正予算説明書 7 ページをお願いします。6 款 1 項 16 目、鳥獣被害防止対策事業についてです。17 節、備品購入費 124 万 6 千円、長距離無線捕獲パトロールシステムの内容を具体的かつ、詳しく説明をお願いします。

〔小松議員着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、荒道真一君。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、小松議員の長距離無線式捕獲パトロールシステムの内容についてのご質問にお答えいたします。

本事業は青森県有害鳥獣捕獲体制強化事業補助金を活用し、町内における鳥獣被害への対応力を強化するため、長距離無線式捕獲パトロールシステムを導入するものでございます。

このシステムは、くくり罠や箱罠に設置した子機が罠の作動を感知すると、町内に設置した親機へ信号を送り、登録メールアドレスに即時通知する仕組みとなっております。無線免許が不要で、通信環境が不安定な山間部でも運用が可能となっております。

今回、親機 1 台と子機 10 台の導入を予定しており、初期費用は約 124 万 6 千円、ランニングコストである年間通信費は約 2 万 6 千円を見込んでおります。このうち、県の補助金により 100 万円の支援を受けられる見込みとなっております。

町では、鳥獣被害対策実施隊を設置しておりますが、隊員 14 名のうち約 85%が 60 歳以上と高齢化が進んでおり、体力的負担や担い手不足が課題となっております。また、罠の設置にあたっては、2 日に 1 回以上の見回りを必要とされ、隊員の負担が大きくなっています。このシステムを導入することで、見回り回数の削減により負担を軽減し、高齢者等でも継続して活動しやすい環境づくりを図っていきたいと考えております。

あわせて、山間部などの設置が難しかった場所にも対応可能となり、捕獲体制の強化や、捕獲率の向上が期待されます。

さらに、既に同様のシステムを導入している洋野町や八戸市との相互電波を干渉し合うことで、町内でも子機の利用が可能となり、設置場所の選択肢が広がるという利点もあります。近隣市町村との連携により、情報共有や支援体制を強化し、地域全体として持続的な鳥獣対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） はい。〔小松議員起立〕

8番、小松雅彦です。詳細にわたりご答弁ありがとうございます。人手不足、人件費の高騰、高齢化が進む中で、効率化、省力化できるシステムの導入は良いことだと思います。

くくり罠や箱罠の通知が届いた場合、十分な安全対策を講じた上で、駆除にあたるのが可能になるということです。

また、県の補助金をいただけること、さらに、ランニングコストが12か月で2万6,400円と安いことは良いことだと思います。

既に親機を導入している他市町村と相互に干渉することにより、親機1台と子機10台を購入することにより、町内全域で子機使用が可能になると伺いました。

つきましては、成果目標をもう一度、ざっくりで良いので、教えていただければと思います。〔小松議員着席〕

○産業振興課長（荒道真一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、荒道真一君。

○産業振興課長（荒道真一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、小松議員の2回目のご質問についてお答えいたします。

設置することによる成果目標についてですが、本システムの導入により、罠の作動状況を即時に把握できるようになるため、見回り回数を大幅に削減し、高齢の実施隊員の負担軽減や担い手確保につながると考えております。

また、通信の届きにくかった山間部の罾設置も可能となり、捕獲体制の強化、農作物等の被害抑制の効果が期待されます。

さらに、他自治体との相互連携も生かし、広い範囲での対応力向上と継続的な対策体制の維持にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔産業建設課長着席〕

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） はい。〔小松議員起立〕

8番、小松雅彦です。鳥獣被害が年々が大きくなってきていると思います。このような良い施策はどんどん取り入れて進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。〔小松議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で8番、小松雅彦君の質問を終わります。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号 令和7年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、7号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第9、議案第5号 令和7年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件および日程第10、議案第7号 令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号 令和7年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件および議案第7号 令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第11、議案第6号 令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号 令和7年度階上町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 8 号 石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 8 号 石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 13、議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 10 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 10 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意する決定いたしました。

◎陳情第 1 号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、陳情第 1 号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

陳情第 1 号は、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○9 番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務財政常任委員長、上道二三男君。

○9番（上道二三男君） はい、9番、上道二三男です。〔上道議員登壇〕

陳情第1号、審査結果についてご報告申し上げます。

令和7年9月9日、令和7年第5回階上町議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました陳情第1号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書について、9月11日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。委員会において採決した結果、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、不採択と決定したものであります。

以上、報告いたします。

○議長（長根岩夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。上道委員長はそのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

上道委員長、ご苦労様でございました。降壇願います。〔上道議員降壇〕

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより陳情第1号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を採決いたします。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配布資料のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る9月9日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には、万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和7年第5回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員